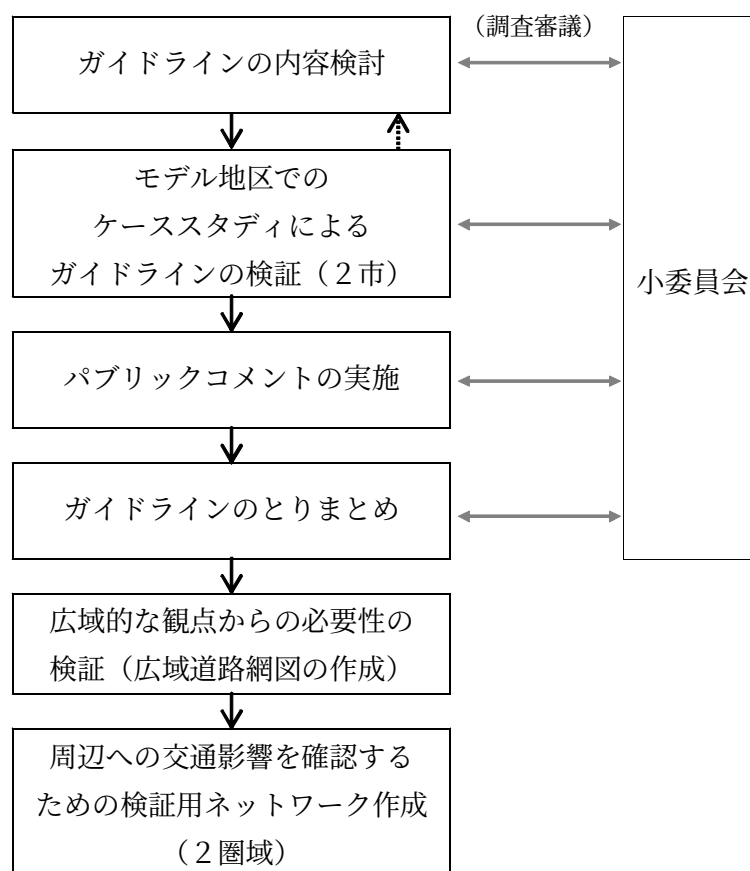


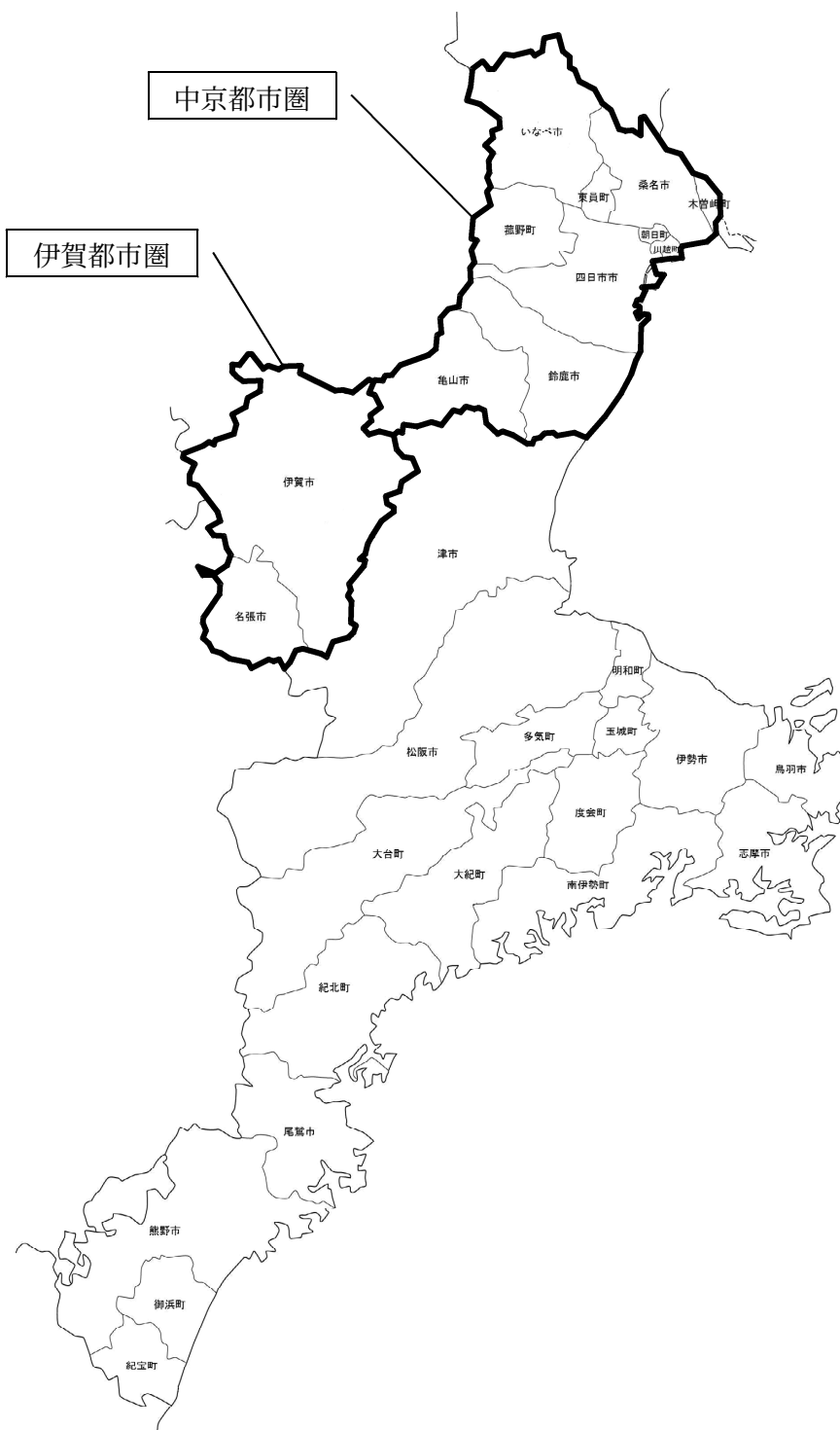
1 調査目的

本調査は、都市計画決定後長期にわたり未整備となっている都市計画道路を見直す際の基本的な考え方や進め方を示したガイドラインの策定により県と市町の役割の明確化を図り、県の役割の1つである広域的な観点からの必要性の検証を行うことを目的とする。また併せて、廃止となる路線が周辺へ及ぼす影響を定量的に評価できるような検証用ネットワークを作成する。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

4-1 見直しの基本的な考え方

三重県の都市計画道路の見直しは、長期間未整備の都市計画道路について、社会情勢の変化やまちの将来像を踏まえ、県・市町が協力して、各都市計画道路に求められる機能・役割を再整理し、それに照らして「必要性」を検証することにより、「廃止・変更・存続」といった見直しの方向性を示すものである。

個別路線・区間の「必要性」の検証等については、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、各市町で住民意見を反映しつつ見直しを行い、案の確定したものから順次都市計画の変更を実施していくものとする。

見直しの姿勢及び見直し対象路線、区間について以下に整理する。

【見直しの姿勢】

- ・社会情勢やまちの将来像の変化を踏まえ、現時点での必要性を検証し道路網の適正化を図る。
- ・地域固有の資源を活かした魅力あるまちづくりとの整合を図る。
- ・機能を代替する道路がある場合は、それら既存道路の有効利用を図る。
- ・見直し過程を透明にし、十分な情報提供や住民説明を行い、意見を表明する機会を用意する。
- ・継続的・定期的な見直しとして概ね10年毎に見直しを実施する。

【見直し対象路線・区間】

未整備の幹線街路で具体的な整備計画のない区間

かつ 当初決定後20年以上経過した区間

4-2 見直しにおける県と市町の役割分担

見直しの作業が県と各市町との協働が前提となることから、円滑に見直し作業が進むよう県と各市町との役割分担を明確化した。県及び市町の役割分担を以下に整理する。

【県の役割】

- ・ガイドラインを策定する
- ・広域的な観点からの必要性の検証を実施する
- ・必要性の検証のためのネットワークを作成する
- ・市町間の調整、見直し実施の工程管理を行う 等

【市町の役割】

- ・地域的な観点からの必要性の検証、見直し作業を主体的に進める

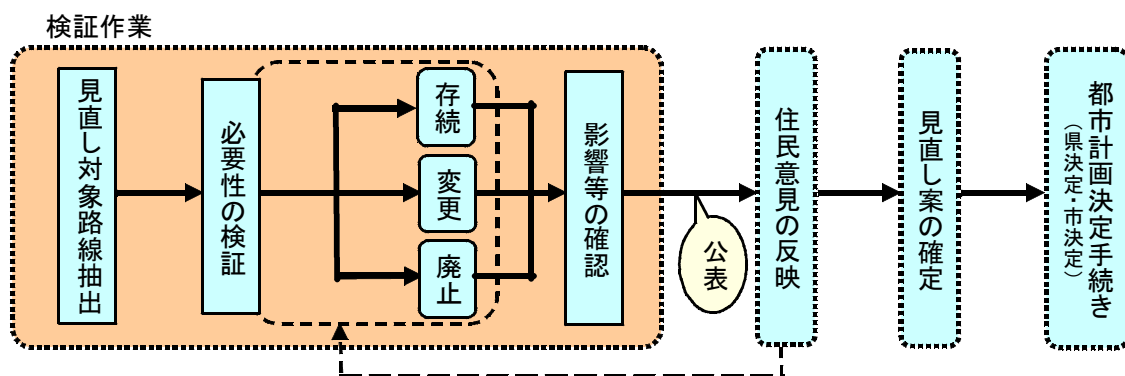
4-3 見直しの進め方

都市計画道路の見直しは、都市計画道路の見直しガイドラインに基づき以下のような基本的考え方及び基本的な流れに基づいて、見直し作業を実施する。見直し検討作業にあたっては、円滑に進められるように、各関係者への情報提供や意見収集などを十分に実施しつつ進める。

【検証作業の基本的考え方】

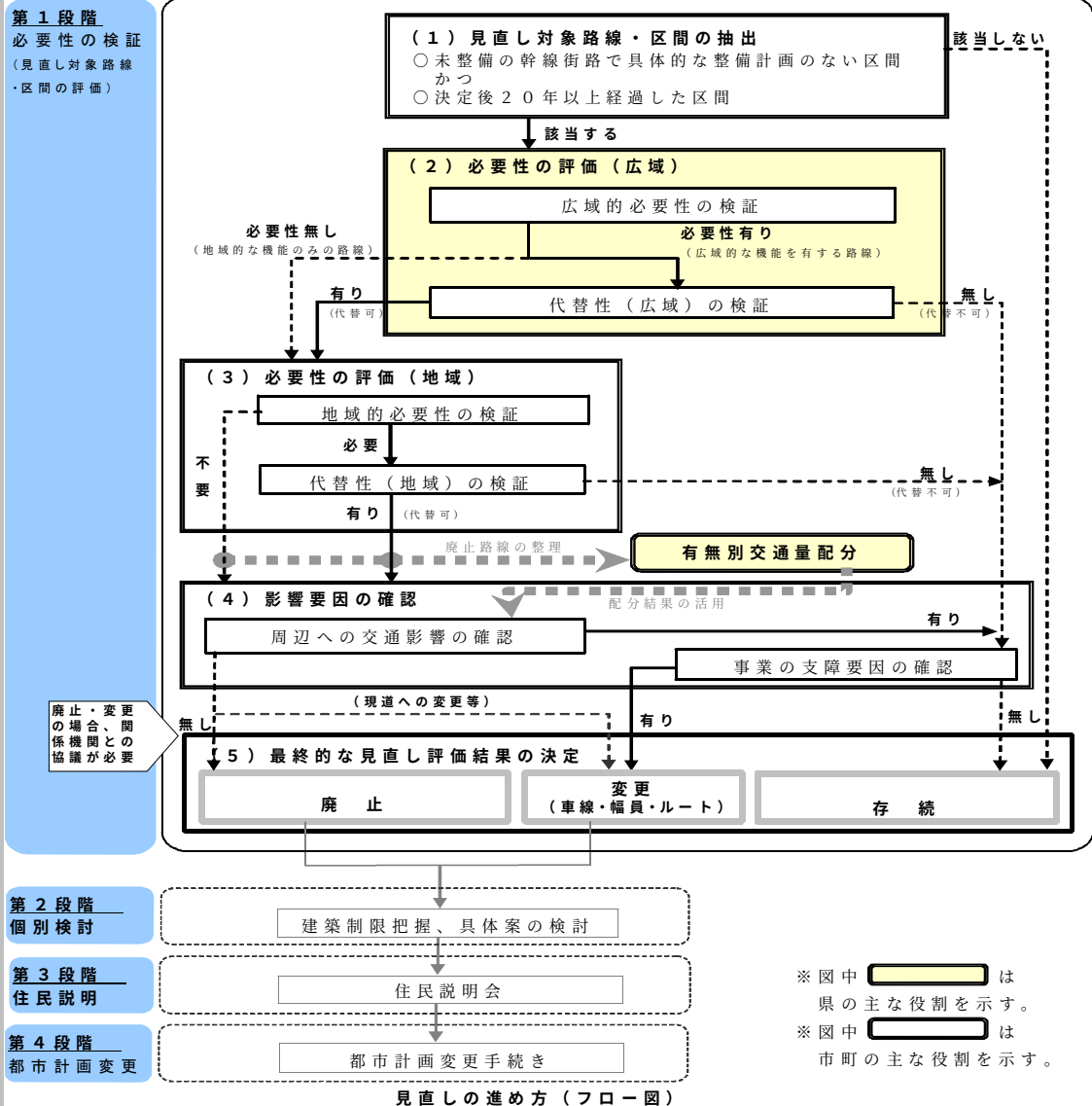
- ・都市計画道路の『必要性』を検証し、見直しの方向性（廃止・変更・存続）を検討する。
- ・県の広域的観点からの検証と、市町の地域的観点から検証の2段階で検証する。
- ・必要性が低下した区間または、必要性は認められるが機能を代替できる道路がある区間は、廃止・変更を基本とする。
- ・必要性は認められるが著しい支障要因がある区間は変更とし、別途個別検討を行う。
- ・整備スケジュールや財政的な制約などの観点からの実現性の検証は、ガイドラインの対象外とする。

【見直しの基本的な流れ】



都市計画道路の見直しガイドラインに規定した具体的な必要性の検証作業の進め方及び運用方法等を以下に示す。

見直しの進め方（フロー図）



《進め方の概要》

- (1) 見直し対象路線・区間の抽出……………必要性を検証する理由を明確にします。
 (2) 必要性の評価（広域）……………県が広域的観点から必要性を検証します。
 (3) 必要性の評価（地域）……………市町が地域的観点から必要性を検証します。
 (4) 影響要因の確認……………廃止による周辺への交通影響や、存続の際の事業の支障要因を確認します。
 (5) 最終的な見直し評価結果の決定……………関係機関とも協議して行政案を決定します。

ガイドラインの運用

- ・ 検証の際の評価基準や作業方法の詳細は「評価基準マニュアル＜手順書＞」に基づきます。
- ・ 行政案の決定に際しては関係機関（都市計画決定権者、各管理者）との協議調整を行います。
- ・ 検証作業により整理した行政案は公表し、住民説明会の実施等、住民意見の反映に努めます。

4-4 広域的必要性の検証

本業務では、三重県内の中京都市圏（北勢圏域）・伊賀都市圏（伊賀圏域）の道路網を対象として、必要性の検証（広域）の判断基準に適合する道路を広域的な機能を有する道路として抽出するため、その道路ネットワークの基礎資料となる広域道路網図を作成した。

広域的必要性を検証するための機能と判断基準については、ガイドラインに基づき、下記の3項目を設定した。なお、広域道路網には、1つ以上の判断基準に該当している路線を位置付けている。

【広域的必要性を検証するための機能と判断基準】

■都市の骨格形成機能

- ・広域交通を処理する路線、隣接都市との連携路線、都市内の拠点間・地域間相互の交通を集約して処理する路線のうち、都市軸（内環状道路、外環状道路、放射道路）を形成する機能を有しているかどうかを評価する。

⇒ 都市構造の主軸を形成する内環状道路、外環状道路、放射道路

■ネットワーク・拠点性の機能

- ・広域交通を処理する路線、隣接都市との連携路線、都市内の拠点間・地域間相互の交通を集約して処理する路線のうち、都心やその他の郊外拠点及び広域交通拠点を連絡する機能を有しているかどうかを評価する。

⇒ 国道、主要地方道、及び、起終点が市町間をまたぐ一般県道

⇒ 広域交通拠点（高速道路IC、重要港湾、地方港湾、特急停車駅）を連絡する道路

■広域的な防災機能

- ・災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する機能を有するかどうかを評価する。なお、被災時のネットワークとしての信頼性についても考慮し評価するものとする。

⇒ 緊急輸送道路



広域道路網図の作成

中京都市圏（北勢圏域）：6都市計画区域
伊賀都市圏（伊賀圏域）：2都市計画区域

【広域道路網図（例）】

広域道路網図の作成例として、名張都市計画区域（伊賀圏域）の広域道路網図を以下に示す。

